



## 他市における交通施策事例

	自治体が既存の公共交通事業に対してサポートする事例		
事業概要	タクシー事業者への補助	高齢者の割引券	路線バス運行費補助
自治体名	東松山市	東京都	吉川市
概要	<p>※平成 26 年度実証実験 (平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 1 月 10 日の 3 ヶ月間)</p> <p><b>【事業概要】</b> 通常のタクシーを定額で利用できるシステム。 市が設定した乗降ポイント(187箇所)において、ドア・ツー・ドアの運行を行う。</p> <p><b>【対象者の条件】</b> ・特定の地区の居住者</p> <p><b>【運行車両】</b> セダン型タクシー(通常のタクシー兼用)</p> <p><b>【運賃】</b> 片道 500 円(迎車料込み、その他割引あり)</p>	<p><b>【事業概要】</b> 東京都の区域に住所を有する年齢 70 歳以上の方を対象にして「シルバーパス」を発行している。 購入したシルバーパスを利用すると運賃負担なくバスに乗車したりすることができる。</p> <p><b>【対象者の条件】</b> ・都内に住所を有する方 ・年齢 70 歳以上の方 ・寝たきり等で経常的なバス利用が困難でない方</p> <p><b>【パスの費用】</b> ・市町村民税が非課税の方又は前年度の合計取得額が 125 万円以下の方は、1,000 円 ・上記以外の方は、20,150 円</p>	<p><b>【事業概要】</b> 市内で運行するバス事業者に対し、その運行経費の一部について補助金を交付する。</p> <p><b>【対象路線】</b> ・吉川駅又は吉川美南駅を起点、終点又は経由地とする路線 ・市内において市街化調整区域内に停留所が設けられている路線。</p>
	<p><b>【自治体の負担内容】</b> ・タクシーメーターとの差額をタクシー事業者に対して補助を行う。</p>	<p><b>【自治体の負担内容】</b> ・交通事業者に対して、シルバーパス利用による減額分。 (平成 24 年度の補助交付金約 160 億円)</p>	<p><b>【自治体の負担内容】</b> ・上記対象路線の運行経費の一部負担。(平成 26 年度で 14,743 千円)</p>

	地域住民の取り組みを自治体がサポートする事例	
自治体名	北海道 函館市	神奈川県 横浜市
事業名	「J」バス（実証実験）」	地域交通サポート事業
概要	<p><b>【事業概要】</b> 平成24年4月から町会が運営主体となって、行政からの補助を受けずに、平成26年3月まで実証実験として運行してきたバス。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行本数 平日5便、土曜日3便（日曜・祝日は運休）</li> <li>・運行主体 陣川あさひ町会</li> </ul> <p><b>【取り組みの進捗状況】</b> 実証実験としての運行期間は平成26年度末で終了したが、採算性の確保に一定の目処がついたことから、町会が引き続き乗車促進活動を行っていくこととして、函館バス株式会社が平成27年4月1日から路線バスとして本格運行している。</p> 	<p><b>【事業概要】</b> 既存バス停から自宅までが遠い地域やバス路線がない交通空白地帯等で、地域住民の方々が集まり、地域交通の導入に向けて取り組みを実施する場合、取り組みがスムーズに進むように様々な支援を行う事業。</p> <p><b>【取り組みの進捗状況】</b> サポート事業に登録している組織は全部で24地区あり、そのうち9地区では、路線を新設し本格運行を行い、現在も8地区では検討を続けている。（平成27年10月現在）</p> <p><b>【運行車両】</b> 地区の道路状況等に応じ ワゴン車から中・大型バスを運行 ※小雀町の「小雀乗合バス」</p> 
	<p><b>【自治体の負担内容】</b> ・チラシやポスター、利用券・回数券の印刷 ※町会は路線の経路や時刻、便数を決定、また利用促進活動や収入増のためのグッズ販売も行った。</p>	<p><b>【自治体の負担内容】</b> ・交通問題解決に向けた検討やアンケート調査実施などの活動に必要な経費の一部の助成 ・コーディネーターの派遣等 ・実証運行実施によって運賃収入等が運行経費を下回った場合、運賃収入等と運行経費の差額を補填。 ・本格運行時には補助はしない。</p>

自治体が運行主体となる事例			
事業概要	コミュニティバスの運行	デマンド交通の運行	ガイドラインに基づくコミュニティバスの運行
自治体名	千葉県 野田市 (まめバス)	愛知県 安城市 (あんくるタクシー)	さいたま市
概要	<p>【運行概要】 市町村合併を機に交通空白地帯の移動手段確保として運行を開始し、利用者意見を反映しながらルート変更等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行ルート 6ルート</li> <li>・運行本数 平日 79 便/日、その他 40 便/日</li> <li>・1 便平均利用者数 12.7 人（平成 26 年度実績）</li> </ul> <p>【運行車両】 ・小型路線バス車両 (市がリースした車両を委託事業者が使用)</p>  <p>【運賃】 ・中学生以上：100 円 小学生：50 円</p> <p>【自治体の負担内容】 ・車両のリース費用 ・運行経費。但し運行経費には上限額を設定 (年間 6,800 万円)</p>	<p>※平成 24 年 11 月 1 日より、公共交通の利用が不便な地域のうち、モデル地区 3 地区での実証実験運行。</p> <p>【運行概要】 事前の電話予約によるデマンド型の乗合タクシーの運行。自宅の最寄の停留所から指定のバス停（各地区福祉センター等）まで送迎。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行時間帯 午前 10 時台から午後 4 時台まで</li> </ul> <p>【運行車両】 セダン型車両</p>  <p>【運賃】 ・大人・子ども 100 円（未就学児は無料）</p> <p>【自治体の負担内容】 ・車両のリース費用 ・運行経費 ・75 歳以上の利用者に対する運賃助成</p>	<p>【事業概要】 市民（地域の方々）がコミバス等を導入、改善などの取組を行う際の流れを示し、市が取り組みの支援を実施するためのガイドラインを平成 23 年度に策定し、支援している。</p> <p>【取り組みの進捗状況】 ガイドラインに基づき、現在市内 6 区でバスが運行を実施している。このうち南区及び岩槻区は本格運行へ移行し、西区では実証実験を延長している。（平成 27 年 10 月現在）</p> <p>【運賃】 対キロ運賃制（260 円上限）</p> <p>【運行車両】 小型バス等</p>  <p>自治体の負担内容 ・道路状況の調査、需要推計、収支試算の実施 ・実証実験の実施等 ※収支率の基準 40%として満たない場合には検討終了する。</p>